

1 我が国の政府調達に関する規定

我が国の「国の機関」の政府調達手続については、法律では「会計法」（昭和 22 年法律第 35 号）、政令では「予算決算及び会計令」（昭和 22 年勅令第 165 号）及び「予算決算及び会計令臨時特例」（昭和 21 年勅令第 558 号）、省令では「契約事務取扱規則」（昭和 37 年大蔵省令第 52 号）が制定されている。（資料 I-1）

さらに、2012 年 3 月 30 日ジュネーブで作成された「政府調達に関する協定を改正する議定書」（平成 26 年条約第 4 号）によって改正された協定（以下「改正協定」という。）その他の国際約束が適用される調達（注 1）のうち、国（中央政府）の機関については、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（昭和 55 年政令第 300 号）及び「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令」（昭和 55 年大蔵省令第 45 号）により、改正協定その他の国際約束上の調達手続を国内法令上確保している。

加えて、各省庁等においては、これらの規定に基づいた調達手続の細則を示す契約規則、資格審査規定などが定められている。

（注 1）改正協定その他の国際約束の適用対象機関は、国（中央政府）の機関、地方政府の機関（地方公共団体）、その他の機関（特殊法人及び独立行政法人等）であるが、このうち、国の機関以外については、それぞれ地方自治法に基づく政令等、あるいは特殊法人または独立行政法人等ごとに定めている内規等に改正協定その他の国際約束と適合した規定を設け、国内における実施を確保している。

我が国は、これら会計法令上の調達手続に加え、改正協定その他の国際約束上の手続を上回る内外無差別・公正・透明な手続（注 2）を自主的措置として策定とともに、その着実なフォローアップに努めているところである。（資料 I-2 参照）

（注 2）例えば、改正協定では、その他の機関（特殊法人及び独立行政法人等）による物品・サービス（公共工事・建設サービス等は除く。）の調達につき、13 万 SDR 以上の調達契約が対象となっているが、自主的措置では、10 万 SDR 以上の調達契約について、改正協定その他の国際約束の規定に従うこととされている。また、改正協定上、40 日以上とされている応札期間については、自主的措置上、50 日以上とされている。

2 政府調達に関する自主的措置の経緯

我が国が策定している政府調達に関する自主的措置の経緯については次のとおり。
(資料 I - 3 参照)

(1) 「市場アクセス改善のためのアクション・プログラム(骨格)」の段階

a 「対外経済対策」の決定

昭和 60 (1985) 年 4 月 9 日、経済対策閣僚会議は、対外経済問題諮問委員会の政策提言を踏まえて、「対外経済対策」を決定した。この中で市場アクセス改善のためのアクション・プログラムの策定・実施が決定され、その対象期間は原則として 3 年以内とすること、同年 7 月中に骨格を作成すること等の基本方針が定められた。

b 「政府・与党対外経済対策推進本部」の設置

昭和 60 年 4 月 19 日、上記の「対外経済対策」を推進し、アクション・プログラムの策定・実施を行い、また、その他対外経済問題に関連する重要事項を推進するため、政府・与党首脳会議申合せにより、政府・与党対外経済対策推進本部（本部長：内閣総理大臣。全閣僚及び与党幹部を構成員とする。）が設置された。

c 「市場アクセス改善のためのアクション・プログラムの骨格」の決定

昭和 60 年 7 月 30 日、同推進本部は、「市場アクセス改善のためのアクション・プログラムの骨格」を決定した。

その総論においては、アクション・プログラムの目標は我が国の市場が国際水準を上回る開放度を達成することにあるとされており、同プログラムの実施においては、同推進本部が強力なフォローアップを行い、その実効性を確保することとされた。

各論は 6 分野 ((a) 関税、(b) 輸入制限、(c) 基準・認証、輸入プロセス、(d) 政府調達、(e) 金融・資本市場、(f) サービス・輸入促進等) からなっており、政府調達はその 1 分野を構成していた。

d 「アクション・プログラム実行推進委員会」の設置

c に併せ、同日の同推進本部決定により、アクション・プログラム実行推進委員会が設置された。

e フォローアップ継続の決定

昭和 63 (1988) 年 8 月 4 日の第 12 回アクション・プログラム実行推進委員会において、アクション・プログラムによって各分野ごとに定められていた諸措置がほぼ完全に実施されたことを確認するとともに、基準・認証、輸入プロセス及び政府調達分野等に関しては引き続きフォローアップを行うこととし、このため、当分の間、同委員会を存続させることとした。

以来、政府調達の分野については、内外無差別・透明・公正かつ開放的な競争の原則に基づく調達手続の確保を図るための種々の自主的措置を講じている。

f 「政府調達に関する申合せ」の決定

平成 3 (1991) 年 11 月 19 日の第 16 回アクション・プログラム実行推進委員会において、我が国の市場開放努力の一環として、対象となる特定調達基準額の引下げ（旧政府調達協定（昭和 55 年条約第 14 号）（以下「旧協定」という）上の義務である 13 万 SDR 以上を 10 万 SDR 以上へ引下げ）、大型政府調達予定案件の年度当初における官報公告、入札公告（公示）から落札までの期間の延長（旧協定上の義務である 40 日間から原則 50 日間へ）、適用調達機関の拡大等の措置を我が国が自主的に実施することを内容とする「政府調達に関する申合せ」を行い、平成 4 (1992) 年 4 月 1 日からこれらの措置を施行することとした。

g 「アクション・プログラム実行推進委員会」を内閣に設置

平成 5 (1993) 年 8 月の政権与党の交代に伴い、同月 13 日の閣議決定により、これまで政府・与党対外経済対策推進本部に設置されていたアクション・プログラム実行推進委員会の機能を引き継ぐものとして、同名のアクション・プログラム実行推進委員会が、当分の間、内閣に設置されることとなった。

(2) 「政府調達に関するアクション・プログラム」の段階

a 「政府調達に関するアクション・プログラム」の決定

平成 6 (1994) 年 2 月 3 日に開催された第 20 回アクション・プログラム実行推進委員会において、政府調達の手続の抜本的改善等について、透明性、公正性及び競争性をより高める必要があるとの内外の要請に基づき、調達手続の抜本的改善、政府調達情報の公表手段の改善、政府調達情報の提供改善、苦情処理体制・手続の整備等を内容とする「政府調達に関するアクション・プログラム」が決定された。

b 「物品に係る政府調達手続について(運用指針)」の決定

平成 6 (1994) 年 3 月 28 日、第 21 回アクション・プログラム実行推進委員会に

において、「政府調達に関するアクション・プログラム」に基づき、我が国政府として、政府調達における供給者の利便の向上、競争力のある内外の供給者の市場参入機会の拡大及び手続の透明性の徹底を図るガイドラインとして、「物品に係る政府調達手続について（運用指針）」を決定した。

c 「政府調達(サービス分野)に関する申合せ」の決定

平成 7（1995）年 12 月 11 日、第 25 回アクション・プログラム実行推進委員会において、「政府調達（サービス分野）に関する申合せ」を決定した。これは、平成 8（1996）年 1 月 1 日、WTO 政府調達協定（平成 7 年条約第 23 号）（以下「1994 年協定」という。）が発効し、GATT の下での旧協定においては対象とされていなかったサービス分野についても対象として追加されたことから、「物品に係る政府調達手続について（運用指針）」において、その対象範囲を 1994 年協定で我が国がオファーしているサービス分野にまで拡大したものである。

(3) 「政府調達手続に関する運用指針等について」の段階

a 「政府調達手続に関する運用指針等について」申合せ

平成 24（2012）年 12 月 7 日の閣議決定によるアクション・プログラム実行推進委員会の廃止後も、同委員会の各種決定は有効なものとして取り扱われてきたが、1994 年協定の改正に伴って、政府調達に関する自主的措置を改正する必要性が生じたため、平成 26（2014）年 3 月 31 日、同委員会の各種決定を引き継ぐものとして、関係省庁で「政府調達手続に関する運用指針等について」を申し合せた。

また、同日、当該申合せのレビュー及びフォローアップを行うため、関係省庁等で「政府調達の自主的措置に関する関係省庁等会議」を開催することを申し合せた。（資料 I - 4）

3 個別分野毎の自主的措置

特定分野の調達手続については、内外無差別・透明・公正かつ開放的な競争原則に基づく手続による調達をより一層推進するため、物品一般に係る自主的措置の他、個別分野毎の自主的措置が定められてきた。個別分野毎の自主的措置は、「政府調達手続に関する運用指針等について」（平成 26 年 3 月 31 日関係省庁申合せ）において定められている。（自主的措置の対象となる機関については、資料 I-5 参照）

個別分野毎の自主的措置一覧

「政府調達手続に関する運用指針等について」（平成26年3月31日関係省庁申合せ）

別紙2：「スーパーコンピューター導入手続」

別紙3：「非研究開発衛星の調達手続」

別紙4：「日本の公共部門のコンピューター製品及びサービスの調達に関する措置」

別紙5：「日本の公共部門における電気通信機器及びサービスの調達に関する措置」

別紙6：「日本の公共部門における医療技術製品及びサービスの調達に関する措置」

（1）スーパーコンピューター

a 経緯

スーパーコンピューターの調達については、昭和 62 年 7 月に開催された第 10 回アクション・プログラム実行推進委員会において決定された「スーパーコンピューター導入手続」に基づき実施されていたが、米国政府が同手続実施後も米国製スーパーコンピューターの我が国政府機関への納入実績がないことを問題視し、特に仕様の策定及び大幅値引き慣行の改善を指摘したことを契機として、平成 2 年 4 月 19 日に同手続の改正を第 13 回アクション・プログラム実行推進委員会において決定した（平成 2 年 5 月 1 日から適用）。

改正後の手続の対象機関は、改正協定の附属書 I 日本国の付表 1 及び 3 に掲げる機関（令和 3 年 3 月 1 日現在 141 機関）である。また、各省庁は、スーパーコンピューターを導入しようとする所管の特殊法人に対し、本手続の趣旨に則った導入手続をとるよう指導することとなっている。

b 導入手続の内容

導入手続は、各調達機関がその導入目的に最も合致したスーパーコンピューターを導入できるよう定められたものであり、透明、公開かつ無差別な競争的手続を設けている。また、独占禁止法が定める不当廉売禁止に違反する入札に基づいてスーパーコンピューターを調達することは、政府の政策に反する旨規定している。

(注) スーパーコンピューターの範囲

本導入手続が適用されるコンピューターの範囲（スーパーコンピューターの演算性能に関する基準値）は、当初「300MFLOPS以上」の理論的最高性能を有するスーパーコンピューターとされていたが、平成7年4月1日以降「5GFLOPS以上」、平成11年5月1日以降「50GFLOPS以上」、平成12年5月1日以降「100GFLOPS以上」、平成17年5月1日以降は「1.5TFLOPS以上」、平成26年4月16日以降は「50TFLOPS以上」、令和元年12月23日以降は「2PFLOPS以上」とし、2年間にわたり毎年1.2倍（令和2年12月23日以降2.4PFLOPS以上、令和3年12月23日以降2.88PFLOPS以上）」に引き上げられている。

(2) 非研究開発衛星

「非研究開発衛星の調達手続」については、人工衛星の研究開発及び調達の問題に係る米国政府との討議を踏まえ、平成2年6月14日の第14回アクション・プログラム実行推進委員会において、非研究開発衛星を、公開、透明、かつ無差別な手続に従って調達することを決定したものである。

日米衛星決着の合意文書は、a 村田駐米大使とヒルズ通商代表（ともに当時）の間の往復書簡、b 附属書I（人工衛星の研究開発及び調達に関する政策及び手続）、c 附属書II（非研究開発衛星の調達手続）、d 附属書III（日本の研究開発衛星の典型的な例）、e 附属書IV（米国の研究開発衛星の典型的な例）から構成されており、潜在的供給者が衛星調達手続の意図又は附属書IIのいずれかの規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、政府調達苦情検討委員会に苦情申し立てを行うことができるとされている。

なお、日米衛星決着の特徴の一つとして、研究開発衛星の区分に係る対立について、日米政府間で協議をする仕組みが設けられていることが挙げられるが（附属書IIのIII. 1.2）、かかる仕組みの存在は、苦情検討委員会による判断の及ぶ範囲を制約するものではなく、衛星の区分に係わる苦情についても、同委員会での検討の対象になると考えられる。

(3) コンピューター製品及びサービス

a 経緯

公共部門におけるコンピューター製品及びコンピューターサービスの調達において、無差別待遇、透明性及び公正でかつ開かれた競争という原則に立脚した取引機会を拡大するために、平成4年1月20日の第17回アクション・プログラム実行推進委員会において「日本の公共部門のコンピューター製品及びサービスの調達に関する措置」が決定された。

本措置は、平成2年に、米国政府より、我が国公共部門によるコンピュータ

一調達における外国製品の割合が恒常に低く、民間分野における割合との間に乖離があることは、政府調達手続上の問題があるためと指摘されたことを契機として策定されたものであり、競争力のある外国系コンピューター製品及びサービスの調達拡大という目的を持ちつつ実施されることとなった。

b 措置の内容

本措置の対象となる機関は、改正協定の附属書Ⅰ日本国の付表1及び付表3に掲げる機関に加え、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、株式会社商工組合中央金庫、新関西国際空港株式会社、日本財団、日本放送協会及び日本労働者住宅協会となっており（令和3年3月1日現在147機関）、これらの機関による、基準額10万SDR（令和2年4月1日から4年3月31日まで1,500万円）以上の全ての特定調達契約（「スーパーコンピューター導入手続」の対象を除く。）が対象となっている。本措置は、製品の調達については平成4年4月1日から、サービスの調達については平成4年10月1日から（一部の機関については、平成5年4月1日までに適用対象となった。）適用されている。

なお、本措置上、評価方式は個々の調達機関の選択によることとされていたが、平成6年3月29日の「対外経済改革要綱」において、「コンピューター…について、平成6年度末を目途に総合評価落札方式を活用する際の評価基準を作成し、総合評価による調達を導入することとする。」とされたことを踏まえ、総合評価落札方式の導入に向けて準備が進められた。

平成7年3月27日の第24回アクション・プログラム実行推進委員会において、平成7年7月1日以降、80万SDR（令和2年4月1日から4年3月31日まで1億2,000万円）を超える全ての調達に総合評価落札方式を適用することを決定するとともに、同方式導入のため、調達機関の事務処理効率化のための評価項目等を含む手引き書として、平成7年3月28日に「総合評価落札方式の標準ガイド」を関係省庁の申合せにより作成・公表した。

(4) 電気通信及び医療技術分野

a 経緯

電気通信機器及びサービスと医療技術製品及びサービスの政府調達については、日米包括経済協議の優先分野の一つとして協議が行われた。その協議の状況をも踏まえ、政府は平成6年3月28日に開催された第21回アクション・プログラム実行推進委員会において、電気通信及び医療技術分野の政府調達に係る各自主的措置を策定し、同措置を含めた「対外経済改革要綱」が平成6年3月29日に閣議決定された。

日米包括経済協議は、平成6年中に、電気通信及び医療技術分野の政府調達等

の分野で決着したが、政府はこの協議結果を踏まえ、上記自主的措置を明確化する観点から、平成 6 年 10 月 7 日の第 22 回アクション・プログラム実行推進委員会において、電気通信分野及び医療技術分野の政府調達に関する上記措置に関する各運用指針を決定した。

b 電気通信及び医療技術分野の措置の内容

(a) 「日本の公共部門における電気通信機器及びサービスの調達に関する措置」及び「日本の公共部門における医療技術製品及びサービスの調達に関する措置」

平成 6 年 3 月 28 日の第 21 回アクション・プログラム実行推進委員会において、内外無差別、透明、公正、競争的かつ開放的な政府調達手続を確保し、我が国の公共部門における競争力ある外国の電気通信機器及びサービス、医療技術製品及びサービスに対する市場アクセス及び販売を相当程度増大させることを意図して、「日本の公共部門における電気通信機器及びサービスの調達に関する措置」及び「日本の公共部門における医療技術製品及びサービスの調達に関する措置」が各々決定され、原則として平成 6 年度当初予算に係る調達より適用されている。

電気通信分野の措置は、措置の対象となる機関（改正協定の附属書 I 日本国の付表 1 及び付表 3 に掲げる機関から日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社を除いたものであり、令和 3 年 3 月 1 日現在 138 機関）による、10 万 SDR（令和 2 年 4 月 1 日から 4 年 3 月 31 日まで 1,500 万円）以上の全ての電気通信機器及びサービスの特定調達契約に対して適用される。

また、医療技術分野の措置は対象となる機関（改正協定の附属書 I 日本国の付表 1 及び付表 3 に掲げる機関のうち 95 機関（令和 3 年 3 月 1 日現在））による、10 万 SDR 以上の全ての医療技術製品及びサービスの特定調達契約に対して適用される。

(b) 「『日本の公共部門における電気通信機器及びサービスの調達に関する措置』に関する運用指針」及び「『日本の公共部門における医療技術製品及びサービスの調達に関する措置』に関する運用指針」

我が国政府は、平成 6 年 3 月以降の米国政府との協議を踏まえ、「措置」を補足し、明確化するため、平成 6 年 10 月 7 日の第 22 回アクション・プログラム実行推進委員会において、「『日本の公共部門における電気通信機器及びサービスの調達に関する措置』に関する運用指針」及び「『日本の公共部門における医療技術製品及びサービスの調達に関する措置』に関する運用指針」を決定した。

4 その他

(1) 政府調達に係る苦情処理制度

a 旧協定下の体制

旧協定では、内外無差別、内国民待遇等の方針の下、種々の規定が定められていたが、苦情処理については全く規定されていなかった。

他方、アクション・プログラム実行推進委員会で決定した各自主的措置では、苦情処理体制に係る規定が設けられており、これらの規定に基づき苦情処理の手続が実施されていた。

b W T O 政府調達協定下の体制（資料 I - 6）

ウルグアイラウンド交渉と並行して行われた交渉の結果作成されたW T O 政府調達協定（1994 年協定）においては、旧協定にあった内外無差別、内国民待遇等の方針に基づく規定の他、苦情処理に関し、「第 20 条 苦情申立ての手続」が定められることとなった。

これを受け、政府は政府調達に係る苦情の処理体制を新たに整備することを平成 7 年 12 月 1 日に閣議決定し、平成 8 年 1 月 1 日よりこの体制に基づく苦情の受付を開始した。このため、アクション・プログラム実行推進委員会で決定していた各自主的措置に基づく苦情処理手続は新体制に引き継がれることとされた。その後、平成 13 年 1 月 6 日の中央省庁再編等を経て、現在は、内閣府に関係省庁各事務次官で構成され、苦情処理手続について定める「政府調達苦情処理推進会議」及び学識経験者等で構成され、苦情に対する検討を行う「政府調達苦情検討委員会」が置かれている。

また、政府調達に関して適用される経済連携協定等の国際約束が「政府調達に関して適用されることとなる国際約束の指定について」（平成 26 年 3 月 7 日政府調達苦情処理推進会議議長決定）により指定されたため、1994 年協定及び改正協定に基づく苦情に加え、新たに指定された国際約束に基づく苦情の受付を行っている。

これまでに指定された国際約束は以下のとおり（令和 3 年 3 月 1 日現在）。

- (a) 日・シンガポール新時代経済連携協定
- (b) 日・メキシコ経済連携協定
- (c) 日・チリ経済連携協定
- (d) 日・スイス経済連携協定
- (e) 日・ペルー経済連携協定
- (f) 日・オーストラリア経済連携協定
- (g) T P P 11（包括的・先進的 T P P 協定）

- (h) 日・EU経済連携協定
- (i) 日英包括的経済連携協定

c 政府調達苦情処理制度の概要（資料 I - 7）

政府調達苦情処理手続は、「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成 7 年 12 月 14 日政府調達苦情処理推進会議決定）及び「政府調達に関する苦情処理手続細則」（平成 11 年 1 月 11 日政府調達苦情処理推進会議決定）に基づいて行われる。

具体的な苦情が申し立てられた場合、改正協定、日本政府が自主的に定めてきた調達手続等に照らし、「政府調達苦情検討委員会」が、公平かつ独立した立場から検討を行い、改正協定等に対する違反が認められる場合は、「新たに調達手続きを行う。」、「調達条件は変えず、再度調達を行う。」等の是正策の提案を行う。

d 最近の苦情申立ての実績

- ・検委事 16 号
 - 1. 申立てのあった日：令和元年 12 月 13 日
 - 2. 苦情申立て人：日本アイ・ビー・エム株式会社
 - 3. 苦情に係る調達機関名：国立研究開発法人国立成育医療研究センター
 - 4. 調達物品名・サービス名：病院情報システム一式（電子カルテシステム）
 - 5. 苦情の概要：

本件調達において、

 - ① 関係調達機関が苦情申立て人の入札を無効としたことは、入札公告、入札説明書及び国立研究開発法人国立成育医療研究センター契約事務取扱細則（平成 22 年 4 月 1 日細則第 6 号。以下「契約細則」という。）のいずれにも根拠がなく、改正協定第 12 条第 2 項 (a) 及び第 15 条第 5 項 (a) に違反する。
 - ② 関係調達機関が苦情申立て人を落札者と扱わなかったことは、開札の結果、苦情申立て人が総合評価方式で第 1 位となり、第一交渉権者になったにもかかわらず、技術仕様や性能等に関する点を理由として、落札者としない措置であることから、改正協定第 15 条第 5 項 (a) に違反する。
 - 6. 苦情処理状況の概要：

政府調達苦情検討委員会は、処理手続に基づき検討を行い、令和 2 年 3 月 12 日に報告書及び提案書を作成し、(1) 苦情申立て人、(2) 関係調達機関である国立研究開発法人国立成育医療研究センターに交付した。

報告書及び提案書において、同委員会は、関係調達機関が苦情申立て人の入札を無効とし、苦情申立て人を落札者と扱わなかったことは、改正協定第 15 条第 5 項 (a) に違反するとして、委員会は、全会一致で、上記の違反事項を認定のうえ、処理手続 6. (2) に基づき、関係調達機関が「苦情申立て人を契約締

結者として以後の調達手続を行う」こと及び改正協定に違反する契約細則の規定、運用を是正して「入札手続を是正する」ことを提案した。

(2) 建設分野

アクション・プログラム実行推進委員会のフォローアップの対象とはなっていないが、建設分野では、これまで昭和 63 年 5 月に、外国企業の日本の建設市場への習熟を目的とした「大型公共事業への参入機会等に関する我が国政府の措置」（閣議了解、いわゆる MPA）が実施され、平成 3 年 7 月に「大型公共事業への参入機会等に関する我が国政府の追加的措置」（閣議了解）によりその対象事業の拡大が行われた。平成 6 年 1 月には、基準額以上の工事について一般競争入札を導入することなどを骨子とした「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」（閣議了解）が策定され、さらに、平成 8 年 6 月には、当「行動計画」の具体的な運用改善を図るべく「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」運用指針（事務次官等会議申合せ）が策定された。

なお、関連する施策として、平成 12 年 11 月には、公共工事の入札・契約の透明性の確保や公正な競争の促進を図るため「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が制定され、また、平成 17 年 3 月には、公共工事の品質を確保するため、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が制定され、両法とも令和元年に改正されている。

(3) 女性の活躍推進に向けた公共調達においてワーク・ライフ・バランスを推進する企業を評価する取組

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）第 24 条及び「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成 28 年 3 月 22 日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）に基づき、国等の調達のうち、総合評価落札方式及び企画競争方式によるものにおいて、女性活躍推進法（えるぼし認定、プラチナえるぼし認定）、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）（くるみん認定、プラチナくるみん認定）、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）（ユースエール認定）に基づく認定を取得した企業や女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定した企業（常時雇用する労働者の数が 300 人以下のものに限る。）をワーク・ライフ・バランス等推進企業として加点評価する取組を実施している。

令和元年度の国の機関における取組状況は、金額で約 1 兆 2,700 億円（取組対象となる調達全体の 32.3%）、件数で約 10,200 件（取組対象となる調達全体の 27.3%）となっている。また、独立行政法人等については、金額で約 8,600 億円（68.1%）、件数で約 7,400 件（74.4%）となっている。

なお、改正協定その他の国際約束の適用対象となる事業に参加する外国企業につ

いては、女性活躍推進法等に基づく認定の要件に相当する基準を満たしていることの確認をもって、ワーク・ライフ・バランス等推進企業に準じて取り扱うことができるよう、内閣府においてワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務を実施している。